

議 第 50 号

平成29年 8月 7日提出

熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会委員の委嘱について

熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会の委員を別紙のとおり委嘱したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市付属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条及び熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会運営要綱第3条第2項の規定により熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会委員を委嘱するため熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第12号に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 29 年度 熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会委員（案）

氏 名	所属団体・役職等	備考
川上 育代	尚綱大学生活科学部 栄養科学科 准教授（学識経験者）	再任
小池 江梨子	健康福祉局保健衛生部食品保健課技術主幹兼主査 （食品衛生監視員）	再任
小川内 水穂	熊本市 P T A 協議会 常任理事	新任
榎谷 広美	熊本市立桜山中学校 P T A 副会長	新任
本田 慎哉	熊本市立託麻東小学校 P T A 会長	新任
南 弘一	熊本市立中学校長代表（熊本市立京陵中学校長）	新任
八谷 邦子	熊本市立小学校長代表（熊本市立託麻原小学校長）	再任
宮崎 真理子	熊本市立錦ヶ丘中学校 栄養教諭	再任
山下 美保	熊本市立山東小学校 副主任	新任
古上 理恵	熊本市立健軍小学校 副主任	再任
宮園 由紀代	公募委員	新任
舩永 ますみ	公募委員	新任

（任期）平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（予定）

熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会運営要綱

制定	平成19年	4月19日	教育長決裁
改正	平成21年	4月13日	教育長決裁
	平成24年	4月1日	健康教育課長決裁
	平成26年	4月1日	健康教育課長決裁
	平成27年	4月1日	教育長決裁
	平成29年	4月1日	健康教育課長決裁

(趣旨)

第1条 熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会(以下「評価委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を答申するものとする。

- (1) 委託業務の履行状況についての評価
- (2) その他教育長が評価委員会において行うことを必要と認めた事項

(組織)

第3条 評価委員会は、16名以内をもって組織する。

2 評価委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食品衛生監視員
- (3) 市PTA協議会代表者
- (4) 関係実施校のPTA代表者
- (5) 校長代表者
- (6) 栄養教諭又は学校栄養職員の代表者
- (7) 給食技師代表者
- (8) 公募委員

3 委員の任期は、委嘱された日から同日の属する年度の3月末日とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する

(会議)

第5条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部健康教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 7月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。